

VI. 社会資源と主な関係機関

この章では、入院から退院後の生活において活用できる機関や制度等を掲載しています。すべての機関や制度を網羅しているわけではありませんので、参考資料としてご活用ください。また、制度の詳細、連絡先等につきましては、妊娠・出産・子育てポータルサイト「こむすび県にいがた」、「ふれあい～障害者福祉の手引き～」をご参照ください。

1. 相談機関

機関名	概要
こども家庭センター	<p>全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関。（窓口は市町村）妊娠・出産・子育てに関するさまざまな悩みや困りごとの相談に応じ、切れ目のない相談支援を行う。</p> <p>【母子保健機能】 母子手帳交付、妊産婦訪問、赤ちゃん訪問、乳幼児健診、産前産後サポート事業、産後ケア事業、各種教室などを実施。</p> <p>【児童福祉機能】 支援の必要性の高い世帯に対してサポートプランを作成し、養育支援訪問や子育て世帯訪問支援などを実施。</p> <p>※子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点は統合され、こども家庭センターとなった。</p> <p>※こども家庭センター内に要保護児童対策地域協議会（要対協）をおく。</p>
市町村福祉担当課	手帳（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）の申請、医療費助成の申請（自立支援医療、県障医療）、車椅子等の補装具申請、手当の申請（特別児童扶養手当、障害児福祉手当など）、福祉サービスの利用等、福祉に関する相談対応を行う。
児童相談所	満18歳未満の子どものことで心配な問題について、児童福祉司、心理判定員、精神科医が相談に応じる。療育手帳の判定や、発達の遅れ・虐待・いじめ・不登校などの相談に対応。必要に応じて家庭訪問、一時保護も行う。県内には6カ所設置。
配偶者暴力相談支援センター	夫等からの暴力や帰住先がないなど、女性の福祉に関する問題について相談に応じる。保護を要する人には一時的な保護の相談にも応じる。
保健所	小児慢性特定疾病や特定医療費（指定難病）などの申請窓口業務を行う。また、小児慢性特定疾病児童や難病患者とその家族に対して、日常生活上での悩みや不安等の解消を図るための相談に対応する。県内13カ所に設置。
指定特定相談支援事業所及び指定障害児相談支援事業所	障害福祉サービスまたは障害児通所支援を申請した場合に、サービス等利用計画を作成する事業所です。障害者（児）一人一人の状況に応じた地域生活を支援し、必要なサービスが利用できるようサービス提供事業者と連絡・調整を行います。
基幹相談支援センター	障がいがある方が住み慣れた地域で安心して生活を送れるよう、自立と社会参加を支援することを目的に、専門の相談員が各種相談や情報提供などの支援を総合的に行う相談機関。
障害者地域生活支援センター	障がいのある方の地域での生活を支援するため、専任の相談員が様々な相談に応じたり、情報提供を行う。県が各障害保健福祉圏域の事業所に設置している。
子どものきこえ相談室	きこえの相談（聴力測定）、ことばの遅れの相談、きこえの問題から起こる各種相談に応じる。新潟、長岡、魚沼、上越の県内4カ所で実施している。

難聴児支援コーディネーター	新生児聴覚スクリーニング検査後の相談をはじめ、きこえに不安を抱えるお子さん（0歳～）とご家族、支援者の相談対応を実施している。新潟県福祉保健部障害福祉課在宅支援係が県内に設置運用している。相談申込： https://x.gd/04NuK
発達障害者支援センター	地域で暮らす自閉症スペクトラム症（ASD）、注意欠如・多動症（ADHD）などの発達障がい者やそれらの人々を支援する方々に対し、相談支援を行う。県内には2カ所設置。
新潟県医療的ケア児支援センター	医療的ケア児者及び重症心身障害児者及びそのご家族、支援者への相談支援。医療、保健、福祉、教育、労働等関係機関等との連絡調整。関係機関等への情報提供及び研修を行う。県内1カ所に設置。医療的ケア児アドバイザーはこちらに在籍。

※参考になるサイト

- ・[低出生体重児保健指導マニュアル](#)（平成30年度子ども・子育て支援推進調査研究事業 小さく産まれた赤ちゃんへの保健指導のあり方に関する調査研究事業：2025.12.23）
- ・[医療的ケアが必要なお子さんのためのガイドブック](#)（令和7年新潟市福祉部障がい福祉課：2025.12.23）
- ・看護職員と理学療法士等のより良連携のための手引き
<https://www.zenhokan.or.jp/wp-content/uploads/h29-nspt-guide.pdf>
（平成29年一般社団法人全国訪問看護事業協会：2025.12.23）
- ・新潟県小児理学療法マップ（新潟県理学療法士会 障がい児・者支援委員会：2025.12.23）
<https://nipta.or.jp/wp/wp-content/uploads/2020/02/2020-syouni.pdf>

2. 医療費助成・手当など

名 称	概 要	窓 口
自立支援医療 (精神通院医療)	精神疾患の外来通院にかかる医療費の一部を助成する。	市町村
自立支援医療 (育成医療)	<p>身体に障害のある児童、またはそのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患がある児童（18歳未満）で、その障害を除去・軽減する手術等の治療によって確実に治療効果が期待できるものに対して、指定育成医療機関で治療を受けた場合に、その医療費の一部を助成する。</p> <p>対 象：18歳未満で、以下の疾病治療のため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される児童</p> <p>障害区分：①視覚障害、②聴覚・平衡機能障害、③音声・言語・そしゃく機能障害、④肢体不自由、⑤心臓機能障害、⑥腎臓障害、⑦小腸機能障害、⑧肝臓機能障害、⑨その他の先天性内臓障害、⑩免疫機能障害</p> <p>支給期間：原則 3 か月以内の必要日数 (ただし、長期間の治療が必要となる場合は最大 1 年まで)</p>	市町村
未熟児養育医療	<p>入院養育の必要な未熟児が、指定養育医療機関に入院し治療を受けた場合に、その医療費の一部を助成する。世帯の所得税額に応じ自己負担が異なる。</p> <p>対 象：入院して養育を受ける必要があると医師が認めた乳児（0歳児）</p> <p>①出生時の体重が 2,000g 以下の乳児 ②生活力が特に弱く、対象となる以下症状を示す乳児（運動不安や痙攣がある・運動が少ない、体温が摂氏 34 度以下、呼吸器・循環器の異常、消化器の異常、強い黄疸）</p>	市町村
小児慢性特定 疾病医療費 助成制度	<p>小児慢性特定疾病にかかっている児童等について、その医療費の自己負担の一部を助成する。</p> <p>対 象：18歳未満の児童（引き続き治療が必要と認められる場合は 20歳未満まで延長可）で、次の病気にかかっており、病状が認定基準を満たすもの</p> <p>疾患群：①悪性新生物、②慢性腎疾患、③慢性呼吸器疾患、④慢性心疾患、⑤内分泌疾患、⑥膠原病、⑦糖尿病、⑧先天性代謝異常、⑨血液疾患、⑩免疫疾患、⑪神経・筋疾患、⑫慢性消化器疾患、⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群、⑭皮膚疾患、⑮骨系統疾患、⑯脈管系疾患</p>	新潟市、 地域振興 局健康福 祉環境部
特定医療費(指定難病) 助成制度	厚生労働省が定める指定難病についての医療費の一部を助成する。	保健所
こども医療費 助成事業	子どもが医療機関を受診したときに、保険診療の医療費の自己負担額を公費で負担する。※助成の対象となる年齢等は実施主体である市町村により異なる。	市町村

妊産婦医療費助成事業	妊娠期から出産日の翌月末日まで、医療機関を受診したときに、保険診療の医療費の自己負担額を公費で負担する。※助成の対象となる所得等は市町村により異なる。	市町村
重度心身障害者医療費の助成（県障医療）	医療費、入院時食事（生活）療養費標準負担額及び訪問看護療養費の自己負担額の一部を助成する。 対象：以下のいずれかに該当する方 ①療育手帳 A、 ②身体障害者手帳 1・2・3 級所持者 ③精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者 ④①～③と同程度の障害を有し、知事の承認を受け、市町村長が認定した人	市町村
難病等治療研究通院費助成事業	通院に介助を要する寝たきりの難病の方に月 4,000 円の通院費を助成する。※往診や家族のみの受診は対象にならない。 対象：以下の①、②の両方に該当する方 ①小児慢性特定疾病・特定疾患・指定難病の医療受給者証を持っている 6 歳以上の方 ②受給資格を得てから、寝たきり（日常生活を送るために介助が必要）の状態が 6 か月以上継続している方	保健所
特別児童扶養手当	①20 歳未満の重度又は中度の心身障害児を監護している父又は母 ②①の心身障害児を父母にかわって養育（同居、監護、生計維持）する人 ①、②へ対しての手当 手当：（障害児 1 人につき） 1 級 56,800 円/月 2 級 37,830 円/月 ※令和 7 年 4 月 1 日現在。手当額は改正される事がある。	市町村
障がい児福祉手当	20 歳未満で、精神または身体に著しい重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする児童への手当。 手当：16,100 円/月 ※令和 7 年 4 月 1 日現在。手当額は改正される事がある。	市町村
在宅重度重複障害者介護見舞金	施設に入所することが困難な在宅の重度重複障害者を常時介護している保護者に見舞金を支給する。 対象：次の全てを満たす人 (1)施設に入所していない方 (2)療育手帳 A の交付を受けている方 (3)身体障害者手帳の交付を受けている人で、次の①～④の 2 つ以上にあてはまる方（①視覚障害 1 級または 2 級、②聴覚障害 2 級、③肢体不自由 1 級または 2 級、④内部障害 1 級） 手当：20,000 円/月 ※令和 7 年 4 月 1 日現在。手当額は改正される事がある。	新潟市、 地域振興局健康福祉環境部

<p>軽・中等度難聴 児補聴器購入費 助成事業</p>	<p>身体障害者手帳の交付対象とならない聴力レベルが 30dB 以上 70dB 未満の 18 歳未満の児童に対し、補聴器購入費の一部を助成する。 ※ただし、所得制限によって助成を受けられない場合がある。</p>	<p>市町村</p>
<p>心身障害者扶養 共済制度</p>	<p>障害のある方を扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障害）のことがあったとき、障害のある方に終身一定額の年金を支給する制度。 加入できる人：次の条件を全て満たす人 ①年齢が 65 歳未満 ②県内に住所がある人 ③特別の疾病や障害がない人 対象となる心身障害者： ①知的障害者 ②身体障害者手帳 1～3 級までに該当する障害を有する人 ③障害の程度が①、②と同程度と認められる人</p>	<p>市町村</p>
<p>産科医療補償 制度</p>	<p>分娩に関連して重度の脳性麻痺となり、所定の要件を満たした場合に経済的負担を補償する。補償の申請期限は 5 歳の誕生日まで 対象：(2022 年 1 月 1 日以降に出生した児の場合) 次の条件をすべて満たす場合 ①在胎週数 28 週以上 ②先天性や新生児期の要因によらない脳性麻痺 ③身体障害者手帳 1・2 級相当の脳性麻痺</p>	<p>医療機関</p>

3. 子育て関係

名 称	概 要	窓 口
地域子育て支援拠点	公共施設や保育園等の地域の身近な場所で、乳幼児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、地域の子育てに関する情報提供等を実施する。	市町村
ファミリー・サポート・センター事業	育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）からなる会員組織で、仕事と育児の両立を支援するため、会員同士で地域において育児に関する援助活動を行う。	ファミリー・サポート・センター
保育所（保育園）	就学前の児童を対象に、保護者の就労や病気などのため、家庭で保育が出来ない場合に、保護者にかわって保育する。 ※児童福祉法上の表記は「保育所」、一般的な名称として「保育園」と使用されることが多い	市町村
幼稚園	満 3 歳以上の子どもを対象に保護者の就労の有無に関わらず保育・教育を行う。	幼稚園
認定こども園	幼稚園、保育所等のうち、保護者が働いている、いないにかかわらず受け入れて、教育・保育を一体的に行うなどの機能を備え、基準を満し都道府県知事から「認定こども園」の認定を受けた施設	市町村 (1号認定は各認定こども園)
一時保育	未入園児の保護者が、病気の時や育児疲れを解消したい時などに保育園で一時的に子どもを預かる。	市町村
病児・病後児保育	病中又は病気の回復期にあることから集団保育が困難であって、保護者が勤務等の理由により家庭で保育できない児童に対し、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う。	市町村
乳児院	①保護者がいない場合 ②保護者の疾病等その他の事情により、保護者による養育が困難又は不適切な場合に入所させ、養育する。	児童相談所

※上記以外の子育て支援については、各市町村の子育て案内や保健師にご確認ください。

4. 福祉・医療関係

名 称	概 要	窓 口
身体障害者手帳	身体障害者（児）が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳として、次の種類の障害のある人に交付される。手帳の等級には1級から6級までがあり、各等級は指数化され、二つ以上の重複障害の場合は、重複する障害の合計指数により決定される。肢体不自由の7級の障害一つのみでは、手帳は交付されない。	市町村
療育手帳	知的障害者（児）が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳として交付される。児童相談所で判定を受ける。療育手帳A（最重度から重度）と療育手帳B（中度から軽度）がある。	市町村
精神障害者保健福祉手帳	精神障害者が各種の福祉サービスを受けるために必要な手帳として交付される。1級から3級までである。	市町村
補装具の支給	身体障害者（児）や難病患者等を対象に、日常生活の効率向上や将来の自立を支えるため、必要な補装具の購入や修理にかかる費用の一部を公費で負担する。眼鏡、姿勢保持装置、車いすなど。身体障害児の場合、必ずしも身体障害者手帳の交付を受けていなくても、 <u>同等の障害があると認められれば対象となる。</u> ※一部の用具では借受（レンタル）も可能である。詳細は各自治体の窓口や、新潟県 HP「補装具費支給制度意見書作成の手引き」等を参照	市町村
日常生活用具の給付	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、難病を有する方を対象に、障害の内容及び程度に応じ、日常生活を過ごしやすくするために必要な用具の費用が給付される。特殊マット、紙オムツ、ネブライザー、吸引器など ※給付内容は市町村により異なる	市町村
小児慢性特定疾病児童等日常生活用具給付事業	小児慢性特定疾病の受給者証を持っている児童を対象に日常生活の便宜を図るために市町村において必要な用具を給付する。入浴補助用具、頭部保護帽、紫外線カットクリーム、パルスオキシメーターなど 所得により患者負担額は異なる ※一部市町村のみ実施	市町村
居宅介護 （ホームヘルプ）	ホームヘルパーが家庭を訪問し、入浴や排泄、食事の介護を行ったり、調理、洗濯、掃除などの家事の援助等を行う。利用にはサービス等利用計画の作成が必要である。	市町村、 事業所
短期入所 （ショートステイ）	障害児者を自宅で介護している方が病気・冠婚葬祭・外出等で介護できない場合に障害者支援施設等に短期間入所する。利用にはサービス等利用計画の作成が必要である。	市町村、 事業所
レスパイト入院	障害児者のご家族の休息や、冠婚葬祭、病気や怪我など社会的事情により一時的に自宅での介護が困難になった場合に医療機関に短期	医療機関

	間入院する。	
日中一時支援	障害児者を自宅で介護している方の休息等のために障害者支援施設等において日帰りでの一時預かりを行う。	市町村、事業所
児童発達支援	就学前の障害児が通所して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等を行う。利用には障害児支援利用計画の作成が必要である。	市町村、事業所
居宅訪問型児童発達支援	重度の障害の状態等にある障害児であって、児童発達支援等の児童通所支援を受けるために外出することが困難なものにつき、その居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、生活能力向上のために必要な訓練等を行う。	市町村、事業所
保育所等訪問支援	保育園等を現在利用中、または今後利用予定の障害児が、集団生活のための専門的な支援を必要とする場合に、専門スタッフが保育所等を訪問して指導等を行う。利用には障害児支援利用計画の作成が必要である。	市町村、事業所
訪問診療	通院が困難な方や介護が必要な方、退院後のケアが必要な方に対して医師が自宅に訪問して定期的、計画的な医療サービスを提供する。	医療機関
訪問看護	看護師等が自宅を訪問して主治医の指示や連携により、病気や障害を持った方が自宅で生活できるように看護ケアを提供する。 長時間や夜間の場合は、加算の算定や各ステーションへの補助金などが該当する場合もある。	ステーション
訪問リハビリテーション	医師の指示により、通院が困難な方に対して自宅へリハビリテーション専門職が訪問してリハビリテーションを行う。	事業所
療育施設	心身の発達に遅れのある子どもに対して専門医師による診察や、発達に関する指導等を行う。必要に応じて発達検査を行う。通所または入所により治療・訓練・保育・生活指導を総合的に支援する。	医療機関
医療機関でのリハビリテーション	障害児に対して医師の指示のもと、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が医療機関にてリハビリテーションを行う。	医療機関
在宅要介護者等歯科保健推進事業	歯科医院へ通院することが困難な方の自宅に歯科医師、歯科衛生士が訪問して歯科健診及び口腔ケア等の相談を行う。 対象：療育手帳 A または身体障害者手帳 1・2 級	市町村
訪問入浴サービス	家庭での入浴が困難な人の自宅を移動入浴車で訪問して、入浴の介助を行う。	市町村、事業所
調剤薬局の在宅訪問	通院が困難な患者の自宅などに薬剤師が訪問し、薬の配達、服薬指導、服薬管理、医師等との連携を行う。	調剤薬局

5. 患者会・親の会 ～新潟県内について一部紹介～

対 象	名 称
1型糖尿病	ペガサスの会
医療的ケア児	新潟県医療的ケアの会「ひまわり」 新潟医療的ケア児とママの会 tears（新潟市） Kokua にいがた（新潟市）
筋ジストロフィー	一般社団法人日本筋ジストロフィー協会新潟県支部
肢体不自由児	公益財団法人新潟県肢体不自由児協会
肢体不自由児者	新潟県肢体不自由児者父母の会連合会
自閉症児者	新潟自閉症協会連合会
重症心身障害児	全国重症心身障害児（者）を守る会新潟県支部 新潟県重症児教育親の会「ひまわり」
小児がん	公益財団法人がんの子どもを守る会新潟県支部
心臓病	全国心臓病の子どもを守る会新潟支部
胆道閉鎖症	胆道閉鎖症の子どもを守る会新潟支部
知的障害	一般社団法人新潟県手をつなぐ育成会
ダウン症	公益財団法人日本ダウン症協会新潟支部
難聴児	新潟県難聴児をもつ親の会
発達障害児者	新潟いなほの会-発達障害児者親の会-
低出生体重児	新潟市低出生体重児支援事業プチトマトクラブ（行政事業）

※ 上記に掲載のない場合でも、多数の親の会が存在しています。

インターネット等で検索できます。

参考：難病の子ども支援全国ネットワーク 親の会連絡会参加団体

<https://www.nanbyonet.or.jp/link/>

